

川崎鶴見臨港バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請に係る審議（5回目）

1. 日 時

令和4年12月6日（火） 11：40～11：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、有賀、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和4年12月1日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。